

農林中央金庫

住宅ローンにかかる不適正な事務処理について

この度、当金庫が平成 19 年 2 月 13 日に旧秋田県信用農業協同組合連合会から事業承継した住宅ローンの一部（JA の窓口でお取次ぎしているもの）に、同会に勤務していた元職員により、お客様のお申し出と異なる不適正な事務処理等が行われていることが確認されました。

当金庫では、この不適正な事務処理によるお客様への影響について、事実関係の調査を進めてきており、該当するお客様に対しては、速やかにご連絡の上、当金庫が責任もって対応してまいります。

該当するお客様、JA バンクをご愛顧いただいているお客様、および関係先の皆様には、ご迷惑とご心配をおかけすることとなり、心からお詫び申し上げます。

本件につきましては、これまでの調査の結果、不正行為が疑われており、現時点で把握できていない事実もございますので、当金庫内に調査チームを設置して解明に努めるとともに、適切に対処してまいります。

今後、新たに判明した事実については、開示いたしますとともに、疑われる不正行為については厳粛に受け止め、内部管理態勢の強化等再発防止に努めてまいります。

【本件にかかるお問い合わせ先】

（お客様の場合）農林中央金庫 秋田支店 Tel：0120-852-591（フリーダイヤル）

（受付時間 9：00 から 20：00（土・日曜、祝祭日を除く。）

なお、4 月 10 日（土）、11 日（日）は上記時間にて受付いたします。）

（報道機関の皆様の場合）農林中央金庫 広報部 Tel：03-5222-2017（田中、平井、長谷川）

1 事実関係

(1) 旧秋田県信用農業協同組合連合会と農林中央金庫の組織統合による事業承継

旧秋田県信用農業協同組合連合会と農林中央金庫は、平成 19 年 2 月 13 日に前者の事業を後者に譲渡することにより組織統合を行い、農林中央金庫秋田支店が、承継した預金、貸出金の大部分を取り扱っております。

今回不適正な事務処理のあった住宅ローンは、この時に農林中央金庫が承継したもので、現在は農林中央金庫秋田支店が取り扱っております。

(2) 不適正な事務処理のあった住宅ローンの内容

今回不適正な事務処理のあった住宅ローンは、住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）の住宅ローンです。業務委託契約に基づき、旧秋田県信用農業協同組合連合会が同機構から業務を受託し、県内各 JA に事務の一部を委託しているものであり、JA のお客様がお借入者となっています。

当金庫は業務委託契約に基づく業務に対する責任、お客様に対する責任を旧秋田県信用農業協同組合連合会から承継しております。

(3) 不適正な事務処理の概要

住宅金融支援機構とご相談中のお客様について、取引の内容等を、農林中央金庫秋田支店で確認したところ、平成 18 年 10 月に、お客様の取扱い JA から旧秋田県信用農業協同組合連合会に送金された 6 百万円の繰上償還の代金が同会の受入勘定口座に送達されているにもかかわらず、ご本人の繰上償還に充てられず、他の債務者の住宅ローンの弁済等の用途に充てられていることが判明いたしました（平成 22 年 3 月 10 日に発覚）。

また、受入勘定口座から特定の 2 口座（本人や債務者ではない）に累計で 3 千 2 百万円の送金が行われており、不正に流用した疑いが発覚いたしました。

その後、同様の事案が発生していないか調査をしておりますが、複数のお客様の繰上償還処理等について不適正な事務処理が行われていることが判明しており（判明している範囲では平成 12 年 5 月から農林中央金庫と組織統合する平成 19 年 2 月まで）、相当数のお客様にご迷惑をおかけしている可能性が高まってまいりました。

(4) 不正行為の疑いのある元職員

農林中央金庫と旧秋田県信用農業協同組合連合会が組織統合した平成 19 年 2 月に同会を退職し、平成 19 年 2 月から平成 21 年 2 月まで派遣職員として当金庫秋田支店に勤務しておりました。その後退職しており、現在は農林中央金庫には勤務しておりません。

2 現在の対応

当該住宅ローンをご利用いただいているお客様にお詫びとご報告を行うとともに、不適正な事務処理が行われた住宅ローンの洗い出しと、お客様への影響を調査しております。

以 上